

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
12月1日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 解除予定保安林 (岩国市) (森林整備課) 三
- 保安林予定森林 (美祿市) (森林整備課) 三
- 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度 (森林整備課) 四
- 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課) 四
- 唐戸地区市街地再開発組合の解散の認可 (住宅課) 五
- 公告
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五



山口県告示第四百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年十二月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (N ^m /時)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔
二七一ヌ	四五	平成三〇、 一、四	平成三〇、 七、七	平成三〇、 七、一〇	連 続 二 四 時 間
〃	二五・二	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

凝集沈殿槽	
処理後	処理前
八・四	〃
〃	〃
〃	〃
一八	〃
一六	〃
二五	〃
〃	〃
五九	〃
〇・三	〃
〇・九	〃
〃	〃
九、五六三・五	〃
一五、二四五	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・四	七・五	通常最大	通常最大	通常最大
〃	九・六	〃	〃	〃
七	六	〃	〃	〃
二〇	一五	〃	〃	〃
一六	一五	〃	〃	〃
二五	二〇	〃	〃	〃
三〇	四	〃	〃	〃
五六	一三	〃	〃	〃
〇・三	〇・二	〃	〃	〃
一	〇・三	〃	〃	〃
一四	〇・五	〃	〃	〃
一四、四五六・一	七、四〇〇	〃	〃	〃
一六、四一三・六	一〇、二〇〇	〃	〃	〃

山口県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十九年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

岩国市錦町字佐字高鉢山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市美東町長田字刈股六三四、六三七、字高野六三五、六五九の六、字丸山六三八、字奥高野九九三の一、九九三の三、九九四、九九六、九九七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町長田字刈股六三七・字奥高野九九三の一・九九三の三・九九四・九九七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十三号

平成二十九年年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十九年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源涵養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町	七四・七八	二〇九・九四
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。）	九二八・八五	二五〇・〇三
大津地区	長門市	四四一・一七	一七二・九三
豊浦地区	下関市	三七七・六三	一八〇・七八
厚東川く厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六八五・六四	二三九・三四
樫野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二八〇・〇三	三五二・二二
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。）防府市	六九九・〇七	三六四・七二
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	四二〇・一五	一五四・七七
田布施川く島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。）熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	一・九四	六九・三〇
由宇川く柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。）柳井市	一四・六六	一六八・〇七
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。）玖珂郡和木町	五三三・〇一	一三六・九八
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一二	上関町	九・〇二	周防大島町	一一・五五
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六		
下関市	一一・六四	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
山口県	一三四・五八

山口県告示第四百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調査書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 届出事項

加入区	住所	氏名	加入区	住所	氏名
東和町東部加入区	大島郡周防大島町大字伊保田二五六	鶴村福太郎	三ノ川	大字和佐三三四の	小方 俊徳

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

平成二十九年十二月一日
印刷發行

發行人所

山口縣知事
山口市